

「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」
第23条第1項の規定に基づく基本的な計画

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画

(平成28年度～平成30年度)

平成28年3月
宮城県

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画の策定に当たって

本県の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.8%、従業者数の85%を占め、ものづくりや商品・サービスの提供を通じて県経済の発展と雇用の柱として県民生活の向上に大きく貢献しており、県政運営の理念である「富県共創！活力とやすらぎの邦（くに）づくり」の実現のためには、中小企業・小規模事業者の成長・発展が欠かせません。

しかし、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、長く続いたデフレ、不安定な為替相場、東日本大震災による県の地域経済への大きな影響や東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害など、大変に厳しい状況が続いております。

このような中、中小企業・小規模事業者の振興を県政の最重要課題の一つとして位置付け、中小企業・小規模事業者を支援する施策の総合的な推進を図るために、平成27年7月に「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」が制定され、この条例に基づいて中小企業・小規模事業者の振興に関する基本的な計画として「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」を策定しました。

この計画は、本県の総合計画である宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の個別計画の性格を有しており、中小企業・小規模事業者の支援のあり方などについては本計画で検討し、それぞれの産業分野の振興の方針については個別の計画において検討し、これらが相互に連携しあいながら、富県宮城の実現を目指していくものです。

計画の策定にあたりましては、商工会、商工会議所などの支援団体や金融機関、事業者などをはじめ、多くの皆様に貴重なご意見をいただきました。改めて皆様にお礼を申し上げます。

今後は、計画に基づき、市町村やさまざまな支援団体、金融機関などと連携しながら、中小企業・小規模事業者の創意工夫や自主的な取組みを支援し、中小企業・小規模事業者の持続的な発展や地域を牽引する中堅企業への成長が図られるよう様々な施策を展開するとともに、毎年度検証を行ない、その結果を新たな支援策や計画に反映させてまいります。県民の皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

平成28年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	基本計画の性格	1
3	基本理念	2
4	県の責務	3
5	計画期間	4
6	基本計画の推進	4

I 本県の中小企業・小規模事業者の現状

1	中小企業・小規模事業者の実態	5
(1)	企業数	5
(2)	企業従事者数	5
(3)	業種別事業所数（小規模事業所）	5
(4)	業種別従業員数（小規模事業所）	6
2	日本を取り巻く社会経済情勢と宮城県の現状	6
(1)	日本を取り巻く社会経済情勢	6
(2)	宮城県の現状	10
3	中小企業・小規模事業者に関する法律制定及び改正	14
4	東日本大震災による中小企業・小規模事業者への影響	15

II 中小企業・小規模事業者振興のあり方について

1	関係機関の意見	17
2	中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点	18
(1)	関係機関との連携を深める	18
(2)	中小企業・小規模事業者の実情や課題などを把握する	19
(3)	事業者に対して県の施策に関する情報が確実に伝わるようにする	19
(4)	中小企業・小規模事業者が施策を利用する際の負担軽減に配慮する	19
(5)	伴走型支援を一層推進する	19
(6)	事業承継等についての問題意識を高める	19
(7)	販路開拓により一層力を入れて取り組む	20
3	重点的な取組	20
(1)	小規模事業者への目配りの利いた支援	20
(2)	中小企業・小規模事業者への支援方式の改革	21
(3)	事業継続対策への支援	21
(4)	販路開拓の積極的な支援	22

(5) 沿岸地域産業再生の鍵となる水産業クラスターの再生支援	22
III 具体的な施策と取組	
1 経営の革新等	23
2 国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保	24
3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進	26
4 資金の供給の円滑化	27
5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進	29
6 産業の集積等	32
7 商業の振興等	34
8 地域資源の活用等	35
9 事業承継への支援	36
10 災害発生後における支援	37
IV 計画の進行管理	
1 推進にあたっての関係機関との連携	40
2 施策の展開のための情報発信	40
3 実施状況の公表と基本計画の見直し	40
(1) 基本計画の公表	40
(2) 施策の実施状況の検証と公表	40
(3) 基本計画の見直し	40
(参考)	
宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の主な指標	41
「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の 一部を改正する法律（小規模支援法）」の概要	42

はじめに

1 基本計画策定の趣旨

本県では、総合計画である「宮城の将来ビジョン」のほか、東日本大震災からの10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、さらに、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として、昨年には「宮城県地方創生総合戦略」を策定しています。

また、本県の中小企業・小規模事業者に関係する産業施策としては、すでに制定されている「みやぎ食と農の県民条例」、「みやぎ海とさかなの県民条例」、「ものづくり産業振興に関する県民条例」、「みやぎ観光創造県民条例」の各条例などに基づき計画的に行われてきました。

中小企業・小規模事業者は、本県の産業活力の源泉であるとともに、地域社会を支え、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在ですが、社会情勢の変化や東日本大震災の影響により厳しい経営環境に直面しています。事業者自身が経営の改善等に努めるとともに、地域社会全体で支援することが必要とされており、特に、小規模事業者については持続的発展が図られるように支援することが必要です。

こうしたことから、中小企業・小規模事業者の振興を県政の重要課題の一つと位置付け、中小企業・小規模事業者を支援する施策の総合的な推進を図るため、「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」（以下「条例」という。）が、平成27年7月に公布・施行されました。

本基本計画については条例第23条に基づき策定するものであり、条例の趣旨を踏まえた上で、県が中小企業者・小規模事業者とともに目指す振興の方向性を示すものであるとともに、施策に関する総合的な推進を図るものとなっています。

2 基本計画の性格

本基本計画は、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の個別計画の性格を有しています。

なお、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画のアクションプランである宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の主な指標としては、次のようなものがあります。

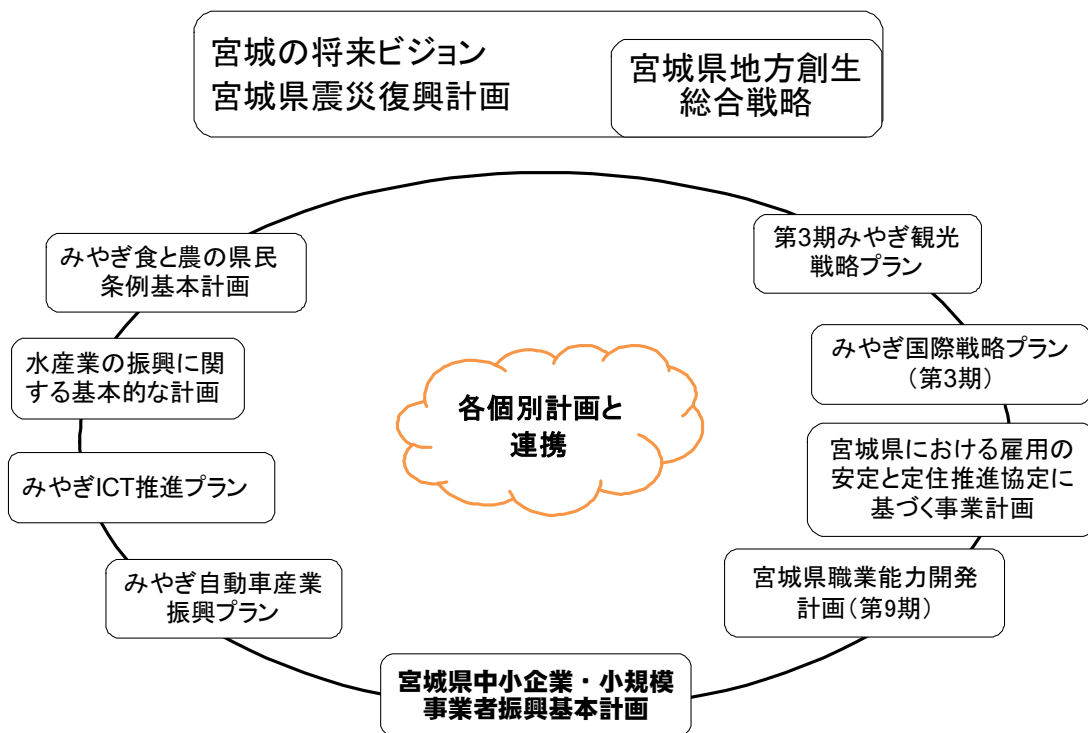
【宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の主な指標】

目標指標等	当初	現況値	目標
製造品出荷額等（高度電子機械産業分）	11,868億円(H19年)	9,278億円(H25年)	10,449億円(H29年)
製造品出荷額等（自動車産業分）	1,672億円(H19年)	2,960億円(H25年)	4,100億円(H29年)
観光客入込数	5,679万人(H20年)	5,569万人(H25年)	6,700万人(H29年)
新規高卒者の就職内定率	94.3%(H20年度)	99.4%(H25年度)	100.0%(H29年度)

また、県の産業施策に関する他計画との関係では、それぞれの分野における産業振

興の方針等に関しては主に個別の計画によって検討することとし、中小企業・小規模事業者への支援のあり方などに関しては主に本基本計画によって検討されており、相互連携しながら計画の実現を目指します。

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画の位置付け



3 基本理念

条例第3条において、中小企業・小規模事業者の振興は、以下の点を関係者の共有理念とした上で推進することとされています。

- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない
- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であるということを踏まえ推進されなければならない
- 中小企業・小規模企業の振興は、多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の持続的かつ積極的な活用を図ることにより推進されなければならない
- 中小企業・小規模企業の振興は、産学官金の連携を基本とし、中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することにより推進されなければならない

- 中小企業・小規模企業の振興は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない
- 東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興及び災害が発生した場合における中小企業・小規模企業の復旧・復興は、県民及び中小企業・小規模企業に関係する全てのものが相互に連携し、協調することにより推進されなければならない

4 県の責務

条例第4条において、県は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有するとされており、その項目については条例第11条から第21条までに次のように掲げられています。

- 経営の革新等（第11条）
経営の革新，経営基盤の強化，創業や新たな事業の創出促進のための相談や支援体制の整備，必要な情報の提供など
- 国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保（第12条）
販路開拓・取引拡大支援のための取引機会の提供や，相談・支援体制の整備など
県工事発注や物品・役務調達の際の，中小企業・小規模事業者の受注機会の確保
- 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進（第13条）
中小企業・小規模事業者の技術・新商品の開発促進のための産学官金の連携の促進や，企業間の連携の促進など
- 資金の供給の円滑化（第14条）
中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図るための融資制度の充実など
- 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進（第15条）
事業活動を担う人材育成と確保を図るための勤労観・職業観の醸成や，就業に対する意識の啓発，職業能力開発の促進など
ワーク・ライフ・バランス等に考慮した雇用環境整備の促進を図るための情報提供，経営管理者への啓発など
- 産業の集積等（第16条）
中小企業・小規模事業者の振興を図るための地域特性に応じた企業立地促進など
- 商業の振興等（第17条）
商業を振興するための商店街の活性化や，まちづくりの推進を図る活動の支援など
- 地域資源の活用等（第18条）
農商工等連携による事業活動の促進や技術の継承支援などの多様な地域資源の活用による振興
- 事業承継への支援（第19条）
円滑な事業承継のための後継者の育成支援やマッチングによる支援など

- 災害発生後における支援（第 20 条）
中小企業・小規模事業者が，東日本大震災からの復興を図るのに必要な施策の実施
地震その他の災害の発生後においても，中小企業・小規模事業者が速やかに復旧・復興を図り，事業を継続することができるような施策の実施
- 小規模事業者への配慮（第 21 条）
上記の施策を行う際の小規模事業者への特段の配慮と小規模事業者が事業の持続的発展を図るための経営に関する支援体制の整備を促進するなど

条例第 2 3 条において，中小企業・小規模事業者の振興に関する基本的な計画を定めることとされています。県では，条例の基本理念と県の責務内容に沿った形で基本計画を策定し，施策を推進することとします。

5 計画期間

本基本計画の計画期間は，経済情勢の変化に的確に対応するため，平成 2 8 年度から平成 3 0 年度までの 3 年間とします。

6 基本計画の推進

条例においては，県の責務のみならず「中小企業・小規模企業支援団体の役割（第 6 条）」、「金融機関等の役割（第 7 条）」、「教育機関等の役割（第 8 条）」及び「大企業者の役割（第 9 条）」が定められています。

本基本計画の推進に際しては，毎年度，中小企業・小規模事業者支援団体をはじめとする関係機関との意見交換等により検証を行いつつ，お互いの役割を踏まえて共に協力し合いながら施策を推進していきます。

I 本県の中小企業・小規模事業者の現状

1 中小企業・小規模事業者の実態

(1) 企業数

本県の企業数合計に占める中小企業数の構成比は 99.8 %、小規模事業者数の構成比が 85.9 %と、全国と同様に高い比率となっています。

	中小企業				大企業		企業数 合計
	企業数	構成比 (%)	うち小規模事業者		企業数	構成比 (%)	
企業数			構成比 (%)	企業数			構成比 (%)
全 国	3,852,934	99.7	3,342,814	86.5	10,596	0.3	3,863,530
宮城県	59,565	99.8	51,274	85.9	135	0.2	59,700

資料：中小企業白書（2015年版）

(2) 企業従業者数

本県の従業者数に占める中小企業の従業者数の構成比は、85.1 %、小規模事業者数の構成比が 31.9 %と、いずれも全国より高い比率となっています。

	中小企業				大企業		従業者数
	従業者数	構成比 (%)	うち小規模事業者		従業者数	構成比 (%)	
従業者数			構成比 (%)	従業者数			構成比 (%)
全 国	32,167,484	69.7	11,923,280	25.8	13,971,459	30.3	46,138,943
宮城県	496,876	85.1	186,263	31.9	86,865	14.9	583,741

資料：中小企業白書（2015年版）

(3) 業種別事業所数（小規模事業所）

本県の業種別事業所数の構成比は、全国と同じような傾向にはありますが、全国に比べて製造業の割合が低く、医療・福祉業の割合が高くなっています。

全 国				宮城県			
順位	業種	事業所数	構成比(%)	順位	業種	事業所数	構成比(%)
1	卸売、小売	925,863	23.2	1	卸売、小売	23,802	28.9
2	建設	495,193	12.4	2	宿泊、飲食サービス	9,730	11.8
3	宿泊、飲食サービス	482,083	12.1	3	建設	9,264	11.2
4	生活関連サービス、娯楽	418,948	10.5	4	生活関連サービス、娯楽	8,125	9.9
5	製造	413,942	10.4	5	不動産、物品賃貸	6,528	7.9
6	不動産、物品賃貸	359,462	9.0	6	サービス(他に分類されないもの)	5,411	6.6
7	サービス(他に分類されないもの)	245,486	6.1	7	医療、福祉	5,040	6.1
8	学術研究、専門・技術サービス	163,145	4.1	8	製造	3,856	4.7
9	医療、福祉	152,104	3.8	9	学術研究、専門・技術サービス	3,467	4.2
10	教育、学習支援	111,764	2.8	10	教育、学習支援	2,548	3.1
11	運輸、郵便	96,363	2.4	11	運輸、郵便	1,903	2.3
12	金融、保険	71,088	1.8	12	金融、保険	1,343	1.6
13	情報通信	40,033	1.0	13	情報通信	848	1.0
14	複合サービス	17,218	0.4	14	複合サービス	507	0.6
15	電気・ガス・熱供給・水道	2,337	0.1	15	電気・ガス・熱供給・水道	34	0.0
16	鉱、採石、砂利採取	2,085	0.1	16	鉱、採石、砂利採取	46	0.1
	合計	3,997,114	100		合計	82,452	100

全 国：中小企業白書（2015年版）

宮城県：平成24年経済センサス基礎調査を元に県が加工作成。ただし、従業員数の統計公表区分が4人以下、19人以下のため、数値お近似値

(4) 業種別従業者数（小規模事業所）

本県の業種別従業者数の構成比は、全国と同じような傾向にはありますが、全国に比べて製造業の割合が低く、医療・福祉業の割合が高くなっています。

全 国				宮 城 県			
順位	業種	実数（人）	構成比（%）	順位	業種	実数（人）	構成比（%）
1	建設	2,460,939	18.4	1	卸売、小売	119,665	30.2
2	卸売、小売	2,378,206	17.8	2	建設	49,924	12.6
3	製造	2,257,215	16.9	3	宿泊、飲食サービス	49,084	12.4
4	宿泊、飲食サービス	1,335,454	10.0	4	医療、福祉	33,416	8.4
5	生活関連サービス、娯楽	1,061,581	7.9	5	生活関連サービス、娯楽	24,572	6.2
6	不動産、物品賃貸	908,983	6.8	6	サービス(他に分類されないもの)	24,361	6.2
7	運輸、郵便	669,513	5.0	7	製造	22,888	5.8
8	サービス(他に分類されないもの)	555,508	4.2	8	不動産、物品賃貸	18,250	4.6
9	金融、保険	494,355	3.7	9	学術研究、専門・技術サービス	14,390	3.6
10	医療、福祉	420,569	3.1	10	運輸、郵便	12,388	3.1
11	学術研究、専門・技術サービス	394,785	3.0	11	教育、学習支援	9,803	2.5
12	教育、学習支援	212,947	1.6	12	金融、保険	9,330	2.4
13	情報通信	138,879	1.0	13	情報通信	4,526	1.1
14	複合サービス事	58,109	0.4	14	複合サービス事	2,643	0.7
15	電気・ガス・熱供給・水道	17,329	0.1	15	鉱、採石、砂利採取	319	0.1
16	鉱、採石、砂利採取	13,175	0.1	16	電気・ガス・熱供給・水道	210	0.1
	合計	13,377,547	100		合計	395,769	100

全 国：中小企業白書（2015 版）

宮城県：平成 24 年経済センサス基礎調査を元に県が加工作成。ただし、従業員数の統計公表区分が 4 人以下、19 人以下のため、数値お近似値

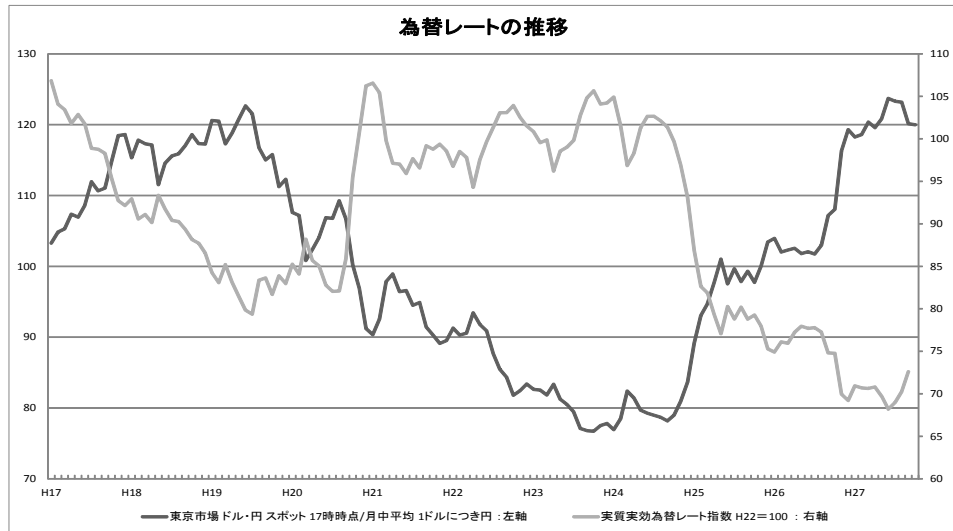
2 日本を取り巻く社会経済情勢と宮城県の現状

(1) 日本を取り巻く社会経済情勢

① 為替の動向

日本銀行が公表している平成 22 年を 100 とした実質実効為替レート指数では、リーマンショックの影響を受けて急速な円高が進んだとされる平成 20 年後半にかけて大きく上昇し、その後、平成 24 年までは概ね横ばい圏内で推移していました。同年 12 月から大きく円安に転じたため、一時は 70 を割り込みましたが、平成 27 年の後半には若干の上昇を見せています。

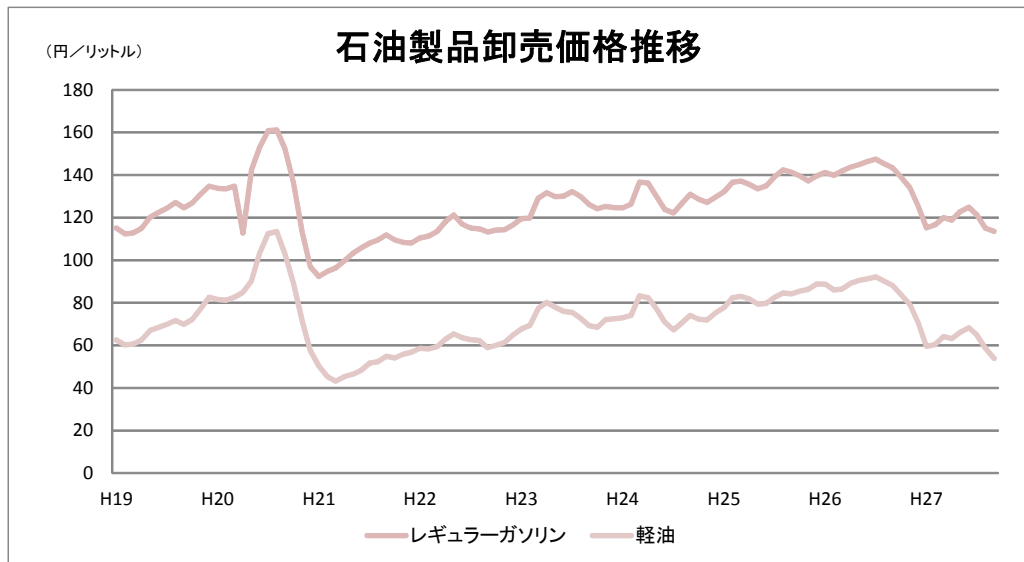
近年の円安については、外貨建てによる貿易を行った場合、輸出に関しては有利に働きますが、製品や原材料の輸入に関しては価格の上昇が避けられません。原材料等の上昇分について、生産性の改善、経営改善を行いながら適正な転嫁を行うことが課題とされています。



資料：日本銀行『為替相場（東京インターバンク相場）』

②石油製品卸売価格の推移

資源エネルギー庁の「石油製品価格調査」（元売会社の特約店向け卸価格（消費税抜き））によると、レギュラーガソリンは平成20年に一時161円を超える急騰を見せた後に反落し、その後平成26年7月の147円超まで上昇を続けました。平成26年8月以降は、原油価格下落によりガソリン価格も下落し、平成27年1月には115円超まで下がった後、緩やかな上昇となりましたが、7月以降再び下落しています。



資料：資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

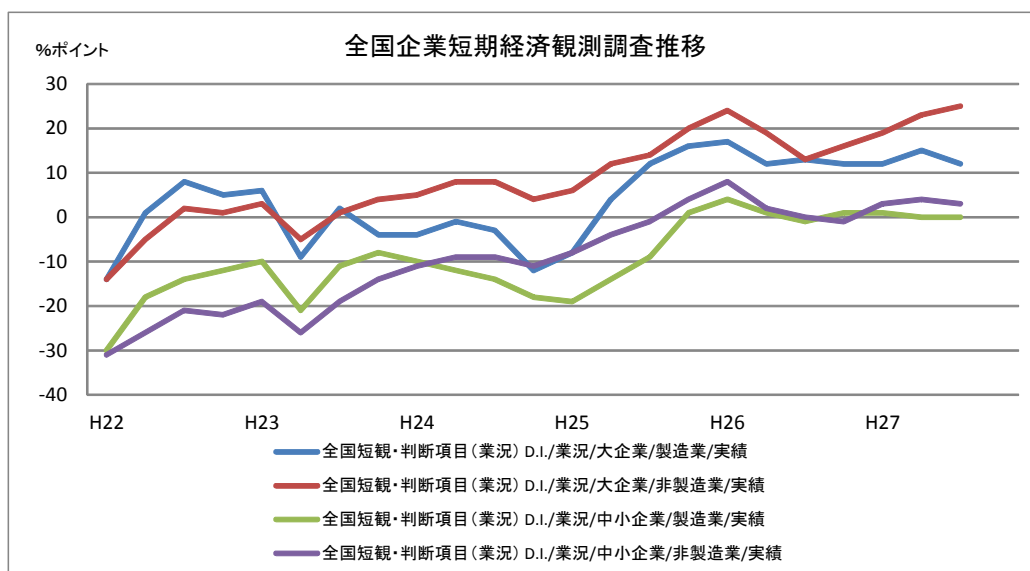
③消費税率引き上げの影響

日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」による業況判断DI（最近の業況について「良い」と答えた企業の割合（%）から、「悪い」と答えた企業の割合（%）

を引いたもの) では、平成 25 年以降上昇を続けていましたが、平成 26 年 4 月の消費税率引き上げによる影響などから低下しました。その後、大企業の非製造業においては大きく回復していますが、その他については緩やかな回復又は横ばいとなっています。

また、内閣府の「消費総合指数」では、消費税率引き上げ前の平成 26 年 3 月において前月の 108.7 から 114.2 へと急激に増加し、引き上げ後の 4 月には 104.1 と急激に減少しました。その後、緩やかな回復基調をみせていますが、消費税率引き上げ前の水準までは、まだ戻りきっていない状況です。

消費税率は、平成 29 年 4 月から 10 %への引き上げが予定されていますが、軽減税率の導入も検討されていることから、対象業種の事業者ではその対応が必要となるとともに、駆け込み需要やその反動による消費の低下など、消費税率引き上げ等に伴う消費動向を十分に見据えた対応が求められます。



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

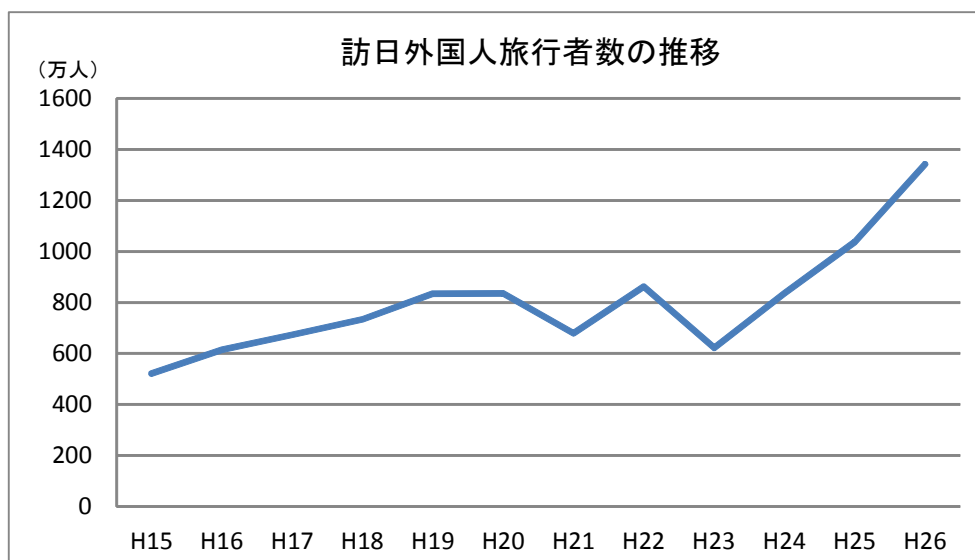


資料：内閣府「消費総合指数」

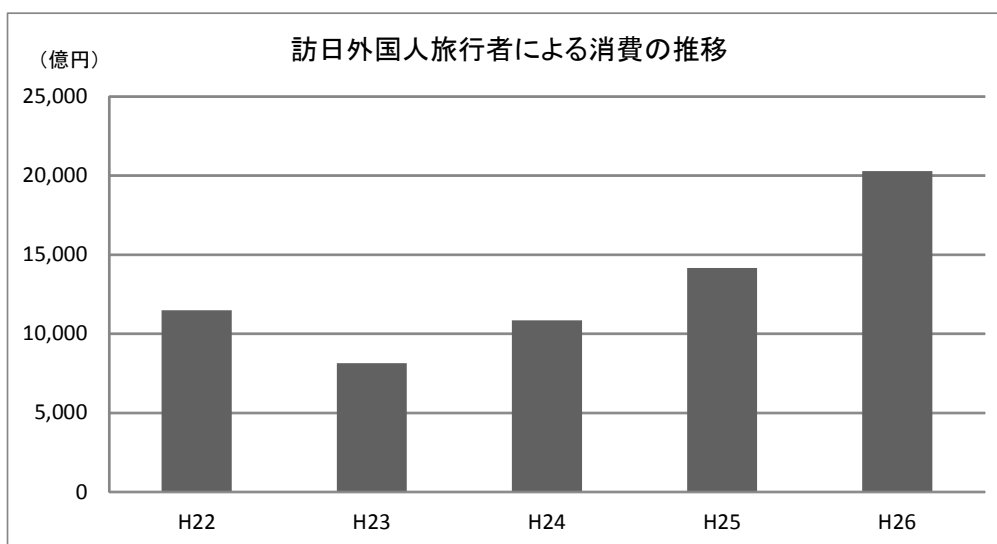
④訪日外国人旅行者数の増加

「平成 26 年度観光の状況 平成 27 年度観光施策」（観光白書）によると、訪日外国人旅行者数は、平成 23 年度以降増加を続け、平成 25 年度には初めて年間 1 千万人を突破したほか、平成 26 年度には更に上回り年間 1,341 万人となるとともに、平成 27 年の上半期には既に 914 万人を数えています。

訪日外国人旅行者による消費の推移では、平成 23 年以降消費額が大きく伸びています。本県においても仙台空港の民営化を契機とし、外国人観光客の誘致に更に積極的に取り組むこととしています。



資料：日本政府観光局（JNTO）「国籍/月別 訪日外客数」



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

また、いわゆる「爆買い」と呼ばれる、中国人観光客などによる免税品の大量購入が社会現象ともなりましたが、その要因としてアジアでの経済成長による個

人所得の上昇，日本製品の品質に対する信頼感，近年の円安，消費税免税対象品目の拡充及び訪日プロモーションの実施が挙げられています。

免税手続の委託制度などにより，全国の免税店数は大きく増加していますが，免税店の約 65 %は三大都市圏とされています。本県においても，東京オリンピック開催などに向けて免税店の増加が望まれます。

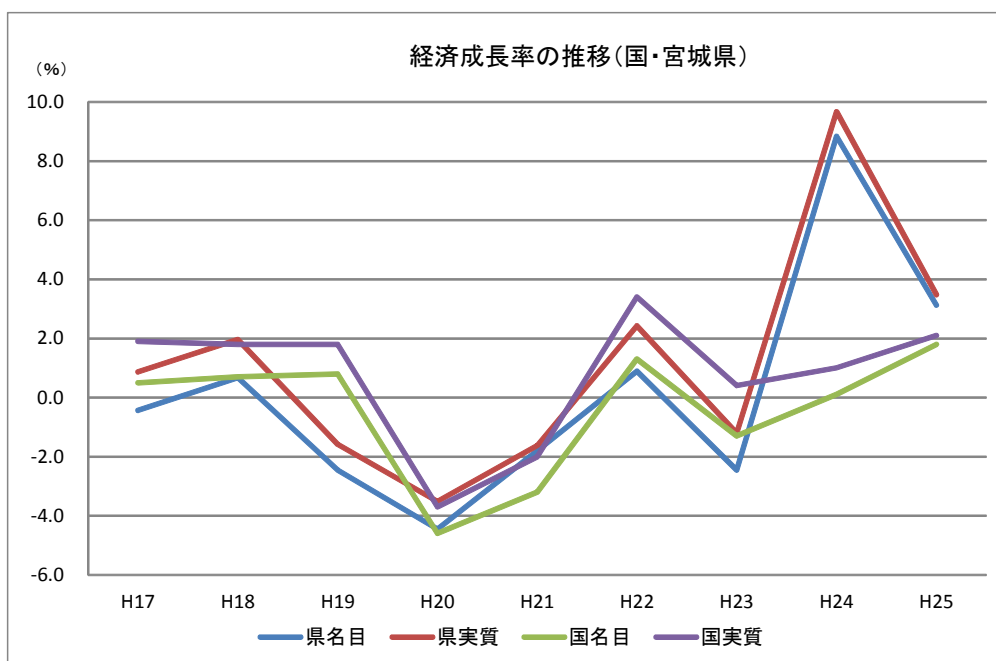
⑤環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の動き

平成 27 年 10 月，米国アトランタで開催された TPP 閣僚会議において TPP 交渉が大筋合意に至りました。今後，署名や批准を進めていくものと考えられますが，物品に関する関税の撤廃やサービス分野でのルールの一統化などが行われるため，農業をはじめとする輸入品との競合が行われる分野での影響が懸念される一方で，輸出など幅広い分野で一定の効果が期待されており，県内中小企業に与える影響について注視していく必要があります。

(2) 宮城県の現状

①経済成長率の推移

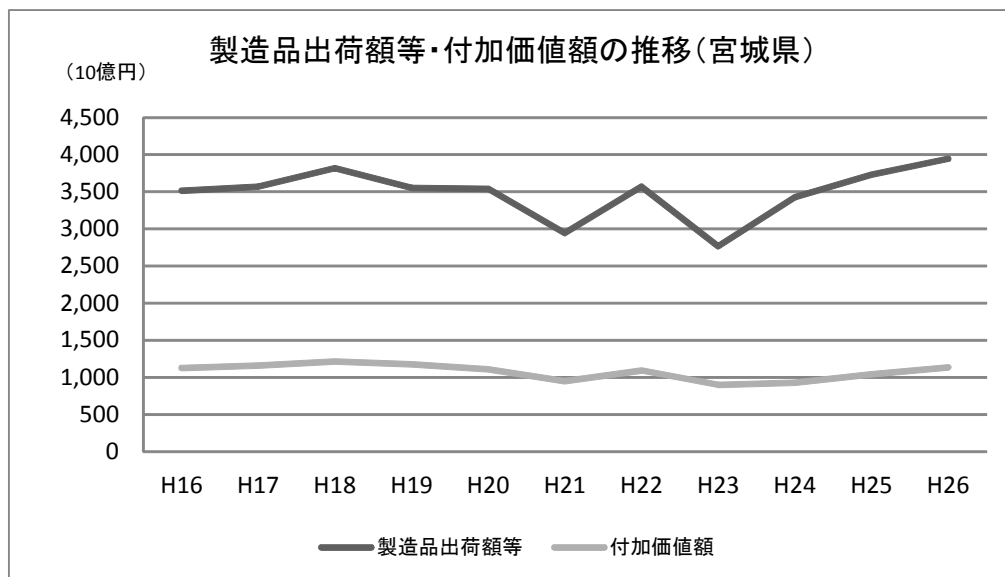
本県の経済成長率は，名目，実質ともに平成 20 年度に落ち込んだ後，平成 22 年度にはプラス成長に回復しましたが，東日本大震災の影響により平成 23 年度に再びマイナス成長となり，平成 24 年度には転じて急激なプラス成長となりました。平成 25 年度は伸び率が落ち着いたものの，2 年連続でのプラス成長となっています。



資料：内閣府「国民経済計算（GDP 統計）」，県統計課「宮城県民経済計算」

②製造品出荷額等の推移

本県の製造品出荷額等は、震災以降水産加工業は落ち込み震災前の水準には回復していませんが、輸送用機械製造業や高度電子機械製造業で伸びが見られ、3年連続で増加となっています。

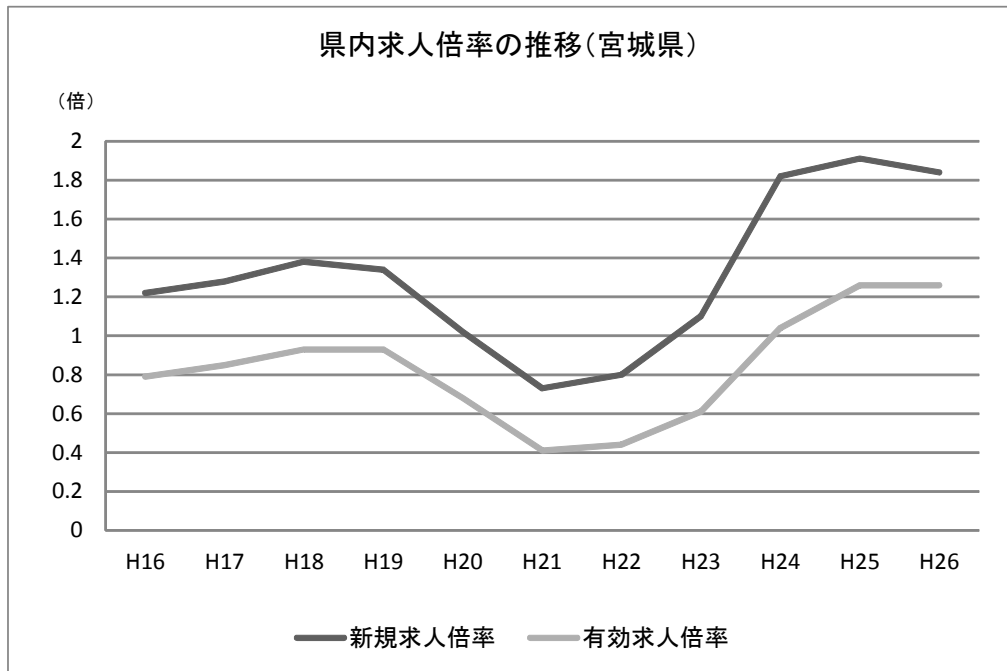


資料：県統計課「宮城県の工業」

③有効求人倍率の推移

本県の有効求人倍率は、平成 21 年に 0.41 倍で底を打った後上昇し、平成 24 年には 1 倍を超えて 1.04 倍、平成 25 年、26 年には 1.26 倍となっています。人手不足感が強まるなかで、人材確保に苦勞する中小企業・小規模事業者も見受けられます。

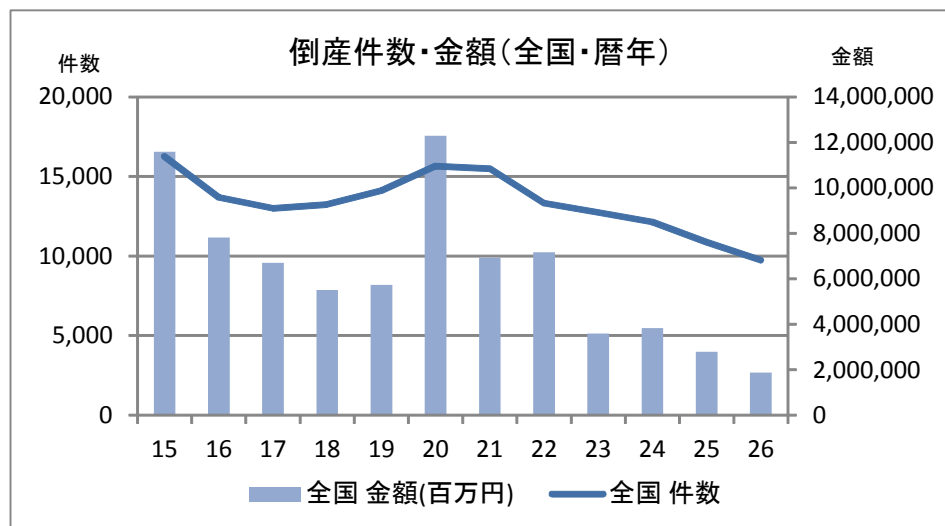
なお、平成 27 年 9 月においても 1.38 倍と、高い水準を保っています。安定所別では、石巻(1.84)や気仙沼(1.77)などが高くなっており、大河原(0.64)や塩釜(0.82)などが低くなっています。



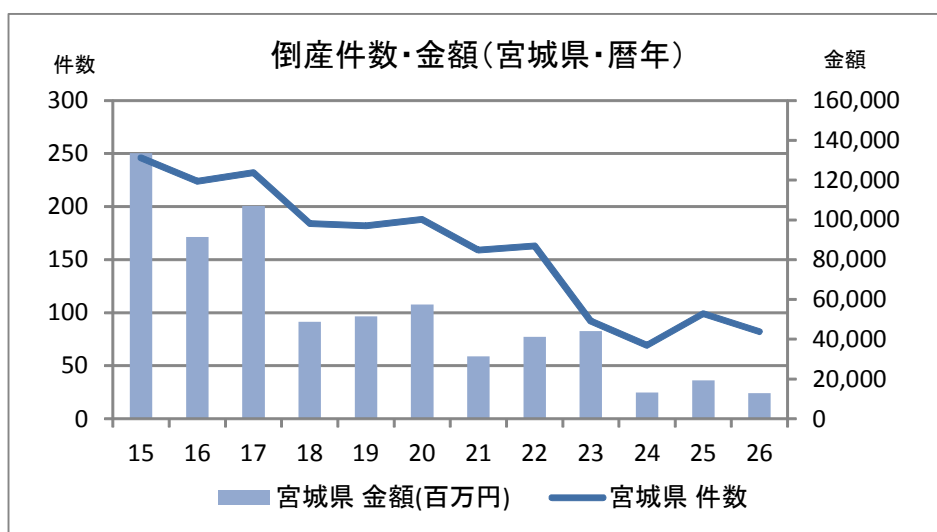
資料：宮城労働局「労働関係主要指標」

④倒産件数の推移

全国と本県の企業の倒産件数（負債総額1千万円以上）の推移を見ると、全国では平成22年以降全体的に減少傾向にあるのに対して、本県では平成23年の東日本大震災を境に大きく減少した後、低水準で推移しています。中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けて今後、経営革新のほか、創業、事業承継、事業再生や円滑な廃業などに対する一層の支援が求められます。



資料：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

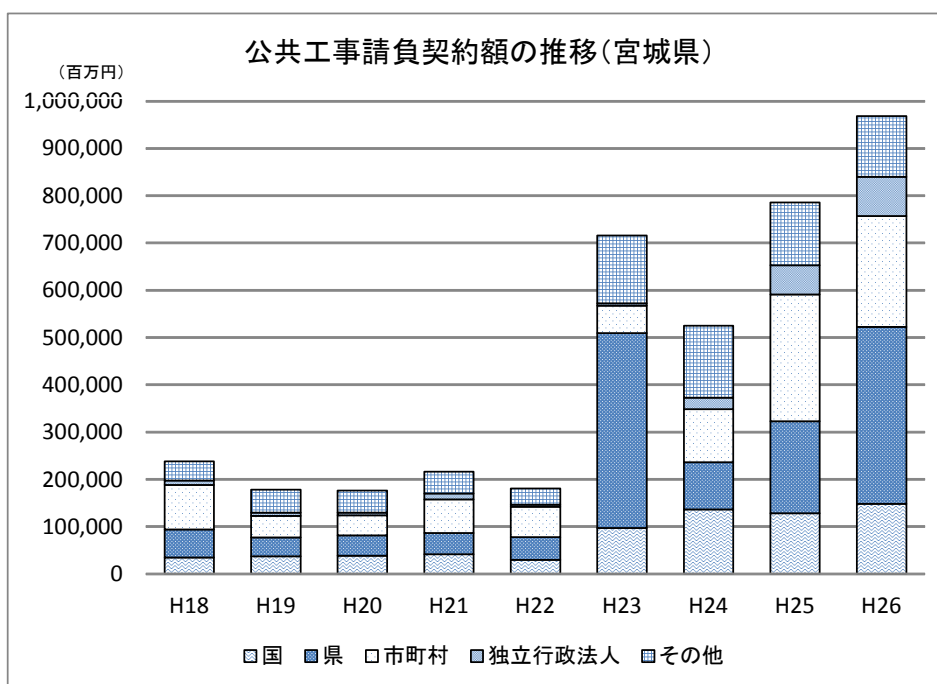


資料：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

⑤公共工事請負状況

本県の公共工事請負契約額については、平成 22 年度頃までは、国・県・市町村などを合わせて 2 千億円前後の金額でしたが、東日本大震災後の平成 23 年度に 7,160 億円と急激に増加し、平成 26 年度は 9,687 億円にまで伸びています。

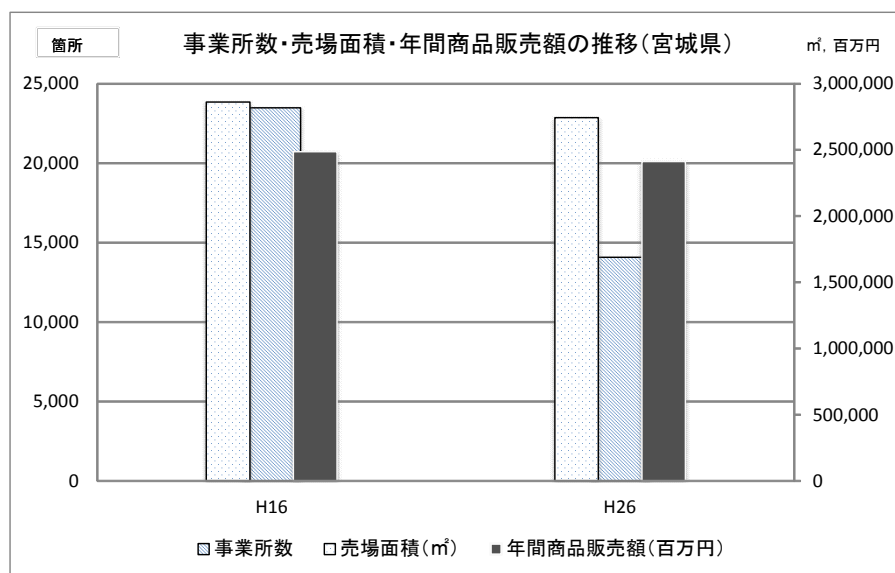
復興需要が契約額を押し上げている状況にありますが、復興関連の発注のピークが経過後には縮小していくものと考えられることから、復興需要による反動減を最小限に抑え、持続的な発展を可能とするための産業振興施策の充実が求められます。



資料：国土交通省「建設工事受注動態統計調査」

⑥小売業の事業所・売場面積・販売額の推移

本県小売業の平成16年と平成26年の事業所数、売場面積、年間商品販売額を比較すると、事業所数が40%と大きく減少しているものの、売場面積は4.1%の減少、販売額では3.1%の減少とほぼ横ばいの状態となっています。店舗数としては小規模事業者が大きく減少した一方で、大型店等が進出し、売場面積と販売額が増大した結果と考えられます。



資料：県統計課「平成16年商業統計調査」「平成26年商業統計調査(速報)」

3 中小企業・小規模事業者に関する法律制定及び改正

平成25年6月に、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(小規模企業活性化法)」が制定されました。この法律では、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等が規定され、施策の方針に小規模企業の活性化が明記されるとともに、中小企業施策として今日的に重要な事項として、海外展開、ITの活用、事業承継の円滑化等が新たに規定されるなど、あわせて8本の法律を改正するものとなっています。

平成26年6月には、「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律(小規模支援法)」が制定されました。

小規模企業振興基本法には、平成25年に改正された中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」が位置付けられています。また、同法に基づき、小規模企業に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための「小規模企業振興基本計画」が、平成26年10月に閣議決定されています。

一方、小規模支援法では、これまで小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村や金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取組を強

力に支援する体制を整備するものとなっています。具体的には、小規模事業者の課題に対し、事業者に寄り添って支援（伴走型の支援）をする商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画」を作成して国の認定を受けた上で、市町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援することなどが規定されています。（巻末資料参照）

4 東日本大震災による中小企業・小規模事業者への影響

東日本大震災により、本県では死者 10,549 人、行方不明者 1,239 人、家屋の全半壊 238,128 棟という甚大な被害を受けました。（平成 27 年 12 月 10 日公表数値。死者には関連死を含む。）

特に沿岸地域では広範囲におよび津波による被害を受けたことから、多くの中小企業・小規模事業者が廃業や休業を余儀なくされ、その後再開にこぎつけた中小企業・小規模事業者も、失った販路の回復に苦しんでおり、商談会開催や新商品の開発など様々な手法による販路開拓の取組が求められています。

また、福島第一原子力発電所の事故により、農林水産物や観光産業などで風評被害が発生しました。関係機関とともに風評払拭に努めているところですが、その影響は海外にまで及んでおり、国内外における風評払拭に向けた積極的な情報発信等を行うとともに、韓国をはじめとした輸入規制措置に対しては、粘り強く要望等を続けていく必要があります。

本県では、全国からの支援をいただきながら、宮城県震災復興計画に基づく復旧・復興の取組が着実に進められています。まちづくりに関しては、各地で災害公営住宅の建設や防災集団移転促進事業による宅地造成などが進められていますが、仮設商店街で営業を行っている中小企業・小規模事業者が円滑に本格復旧し、地域に根付いて営業を続けていくことが必要とされます。

こうしたことから、グループ補助金や緊急雇用制度を最大限に活用し、県内被災事業者の復旧復興の取り組みを重点的に支援するとともに、創造的な復興に向けて仙台空港の民営化など宮城県地方創生総合戦略に基づき、地域産業の競争力の強化などにより多様なイノベーションを創出し、地域の安定した雇用の創出を図ることとしております。

中小企業・小規模事業者の震災復興に関するデータ

○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）による支援状況（H27.11.30 現在）

認定件数：227 グループ、3,869 事業者 当初交付決定額：2,411 億円

○被災商工業者営業状況（H27.3.31 現在）

	商工会・商工会議所会員		営業状況		
		うち、被災 会員	営業継続 (仮設含む)	廃業	未定
沿岸部	21,394	7,800	80.8 %	18.3 %	0.9 %
内陸部	17,389	3,625	96.7 %	3.2 %	0.1 %
県計	38,783	11,425	85.8 %	13.5 %	0.7 %

○震災による二重債務への対応状況

【相談件数】

- ・宮城県産業復興相談センター 1,454 件（H27.12.18 現在）
- ・東日本大震災事業者再生支援機構 1,036 件（H27.11.30 現在）

【債権買取件数】

- ・宮城産業復興機構 137 件（H27.12.18 現在）
- ・東日本大震災事業者再生支援機構 303 件（H27.11.30 現在）

II 中小企業・小規模事業者振興のあり方について

1 関係機関の意見

本基本計画を策定するに当たって、県では、支援団体や金融機関、市町村などから意見聴取を行い、次のような意見をいただいています。

○他の機関等との情報交換などに関すること

- ・中小企業・小規模事業者の振興に果たす市町村の役割は非常に大きいので、県には市町村と支援団体等の連携の場を取り持って欲しい。
- ・金融機関としては、これまで個別事業では行政等と関わってきたが、全般的な意見交換を行うことはなかったので、定期的に意見交換の場を設けてはどうか。
- ・県、市町村、支援団体及び金融機関をメンバーとした連絡会を開催してはどうか。
- ・よろず支援拠点（中小企業庁が平成 26 年度から各都道府県に設置している無料相談所）は、相談件数が多く関係機関と連携しながら支援に努めている。

○支援施策の周知や使いやすさなどに関すること

- ・県の支援施策の広報は、事業者にとって内容が分かりづらい。
- ・補助金の公募から決定までの期間が短く、関係者への周知に苦慮している。
- ・補助を受ける際の前提となる計画書を、小規模事業者が作成するのは大変であり、各種申請書・計画書について支援団体などが手助けしないと作成できない。
- ・小規模事業者としては、補助要件の厳しいものよりも、補助金額が少なくても使い勝手の良いものが好ましい。

○販路開拓に関すること

- ・販路開拓には商談会が不可欠であるが、特に地方での商談会に関しては、より魅力的なものとなるよう工夫が必要である。
- ・中小企業・小規模事業者の海外進出に関する支援を県にお願いしたい。
- ・喪失した販路については、「可哀想だから昔に戻してあげる」ということはないので、新商品を開発して販路開拓に活路を見いだすべきである。
- ・「伊達な商談会」は、コーディネーターによるフォローなどにより成約率が高い。

○人材確保に関すること

- ・事業復興型雇用創出助成金の平成 28 年度以降の支援継続を要望する。
- ・求人を行っても応募が無く、人材を確保できるか不安である。
- ・新卒高校生が水産加工業を敬遠する傾向がある。
- ・募集に対して応募が無いが、緊急雇用等の事業が終了すれば確保できるようになるのではないかと期待する。

○融資制度に関すること

- ・県の制度融資の金利に関しては高いとは思わないが、保証料を含めて考えると、

昨今の低金利下においては割高に感じられる。

- ・小規模事業者に関しては、それほど多額の融資が必要ではない場合が多いので、県の融資を使わずともマル経融資制度や市町村の融資制度で間に合ってしまう。

○商業に関すること

- ・これまでの施策は、商店街や振興会などの団体に対する助成がほとんどであったが、事業者の高齢化が進むなどにより団体として支援メニューを活用することが難しくなってきた。
- ・地元のスーパーが閉店し、生鮮食料品が一定の品揃えのある店舗が地元になくなった。車を運転できない住民が買い物難民になるのではと危惧する。
- ・後継者がなく廃業しても、店舗と住居を共用しているため、第三者に事業承継したり貸し出したりすることはあまりない。

○地域資源に関すること

- ・農商工連携などの補助金を拡充して欲しい。
- ・観光資源などとの連携した施策が必要である。また、外国人観光客を惹きつけるような魅力ある施策を期待する。

○事業承継に関すること

- ・事業承継は最大の経営課題であるが、小規模事業者は問題意識が希薄であるように思える。
- ・会社に勤めている子供に対して、仕事を辞めてまで後を継げとは言えない。一方、第三者に対する事業承継も行われていない。

○震災復興に関すること

- ・これから本格的に復興が行われるので、グループ補助金などの支援を引き続きお願いしたい。
- ・水産業を中心に地域の中核となる企業を育成して、企業力の強化を図っていくべきである。

2 中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点

「I 本県の中小企業・小規模事業者の現状」や、関係機関からの意見聴取の結果などを踏まえて、県では中小企業・小規模事業者の振興施策を立案する上で、次のような視点が欠かせないものと考えます。

(1) 関係機関との連携を深める

中小企業・小規模事業者の振興に当たっては、支援団体との緊密な連携はもとよ

り、地域における中小企業・小規模事業者の振興を担っている市町村や金融機関などとの連携を一層強化することが必要です。また、県の施策を支援団体や市町村、金融機関などに十分理解していただくとともに、県としてもこれらの関係機関が講じている施策を十分に把握し、支援施策の連携を図るなど施策の効果がより高まるよう支援を受ける立場に立った取組を推進する必要があります。

(2) 中小企業・小規模事業者の実情や課題などを把握する

中小企業・小規模事業者の実情や課題等については、業種や規模、地域などによりそれぞれ異なります。できるだけ多くの中小企業・小規模事業者や支援団体等から幅広く意見を徴する機会を設け、課題などを把握する必要があります。

(3) 事業者に対して県の施策に関する情報が確実に伝わるようにする

県が中小企業・小規模事業者に対する施策を展開しても、事業者には情報が届かなかったり、届いても内容が複雑で理解されない状況では、施策の意義が果たせなくなってしまう可能性があります。事業者に対して県の施策に関する情報を正確かつタイムリーに伝わるようにすることが求められます。

さらに、県のみならず国や市町村、関係機関などとも協力して、中小企業・小規模事業者が必要な情報を少ない労力で得ることができるような行政の体制を構築することが望まれます。

(4) 中小企業・小規模事業者が施策を利用する際の負担軽減に配慮する

事業者の規模や業種、発展の段階によって必要とされる支援の内容が異なってくるほか、社会情勢の変化により必要とされる支援も変化することから、常に施策内容を見直していくことが必要です。また、日々の仕事に追われ補助金制度等に不案内な経営者が、申請書や計画書などを記載するのは大変なことです。

補助事業の募集にあたっては、期日まで十分な期間を設定するとともに、制度内容を分かり易く記載するなど、利用者に配慮することが必要です。

(5) 伴走型支援を一層推進する

県の産業の活性化や地域社会の発展のためには、中小企業・小規模事業者が経済社会情勢の変化に対応し、円滑かつ着実な経営ができるよう配慮する必要がありますが、小規模支援法では商工会及び商工会議所が事業者に寄り添って支援（伴走型の支援）することが打ち出されています。県においても伴走型支援の考え方を踏まえて、事業者の成長段階に応じた施策をきめ細かく展開することが求められます。

(6) 事業承継等についての問題意識を高める

経営者の高齢化や後継者難、過剰債務などによる中小企業・小規模事業者の廃業は、地域における雇用の場の喪失、さらには地域産業の集積の脆弱化を招き、その地域の経済活動の停滞につながるおそれがあります。このことから、事業承継や再生支援によって事業の継続が可能となるよう取り組むことが必要です。これらにつ

いては、事業者としても繊細な問題であることから相談しづらい面がありますが、事業者の問題意識を高め早期の相談を促し、事業継続につながる取組を支援していくことが求められます。

(7) 販路開拓により一層力を入れて取り組む

企業の安定的な発展には販路を維持し、拡大していくことが必要ですが、中小企業・小規模事業者は販路開拓の全てを独力で行うのは困難なため、関係機関の支援等により各地で様々な商談会などが行われています。今後、より効果的な販路開拓を行うためには、需要に合った商品開発や、バイヤーとの効果的なマッチングなど更なる工夫が必要とされます。

また、人口減少、少子高齢化が進展し、国内市場が縮小傾向にある中で、マーケットを意識した海外展開を行うことは本県の中小企業にとっても急務であり、本県中小企業・小規模事業者が持つ技術や特産物を生かして積極的に海外展開を図り、新たな市場を開拓していくことが求められます。

3 重点的な取組

本基本計画の期間中は、以下の5点を特に意識して重点的に取り組んでいきます。

(1) 小規模事業者への目配りの利いた支援

- 売上拡大や経営環境の変化への対応などの複雑化・高度化した経営課題に対し、商工会、商工会議所を中核とした連携の促進を図りながら、小規模事業者の支援ニーズを的確に把握し、経営課題を明確化させ解決に至るまで、きめ細かな支援に配慮します。
- 小規模事業者が自らの経営計画を作成し、実施していくことは、持続的経営や経営革新への大きな足がかりとなることから、小規模事業者の経営計画作成から計画に基づく取組までの指導を行う商工会・商工会議所の伴走型支援体制の強化を進めます。
- 資金や人員に余裕のない小規模事業者の経営力向上や販路拡大を支援するため、（公財）みやぎ産業振興機構による支援制度の拡充に加え、補助申請書類の簡素化等を推進します。また、専門家派遣に係る負担額軽減や各種展示会への出展助成の拡充等、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施します。
- 例えば、国の小規模事業者持続化補助金などは、中小企業等の販路開拓を後押しするために有効な補助金であることから、このような支援メニューの活用を積極的に進めます。

- 復興需要や全国的な景気回復に伴い求人数が増加し、小規模事業所を中心に必要とする人材の確保が難しくなっていることから、宮城労働局など関係機関と連携した合同就職面接会の開催や就職サポートセンターにおけるマッチングなど、きめ細かな支援に取り組みます。

(2) 中小企業・小規模事業者への支援方式の改革

- 創業から新製品開発、技術開発、販路開拓等での事業者が求める各ステージに応じて、国・県等の各種支援策が講じられていますが、こうした支援策が、より一層出口を見据えた切れ目のない一貫した支援となるよう（公財）みやぎ産業振興機構や産業技術総合センター等の各種支援機関が連携するとともに大学等からの協力を得ながら、事業者の課題解決に向け、事業者の立場に立ったきめ細かく丁寧な伴走型の支援を心がけます。
- 中小企業・小規模事業者の事業の発展を図るためには、経営努力はもとより、第二創業や販路開拓・新技術の開発などに関する国・県等の補助金や融資制度を有効に活用することも必要であることから、中小企業・小規模事業者の経営の維持・拡大に直接携わっている金融機関に対して、国・県の支援制度の情報提供や意見交換を強化することとし、その方法を検討します。

(3) 事業承継等対策への支援

- 事業承継に関しては、宮城県事業引継ぎ支援センターと連携し、事業承継に向けた早期の準備を促すための啓発や個別相談を行うとともに、後継者人材バンク事業により後継者不在の企業や個人事業主と後継者候補のマッチングの支援のあり方を検討します。
- 二重債務対策に関しては、宮城県産業復興相談センター、宮城産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構などの支援機関と連携しながら、被災事業者の事業再建を支援します。特に、買取等の支援決定を行った事業者が計画どおりに経営を維持できているかどうかについて、支援機関との情報共有や連携を図りながら継続的に把握し、支援します。
- 中小企業・小規模事業者の事業再生や再チャレンジを後押しするため、宮城県信用保証協会が有する求償権を放棄又は譲渡する場合の県の回収納付金を受け取る権利の放棄を迅速に行うことを検討します。

(4) 販路開拓の積極的な支援

- 資金や人員に余裕のない小規模事業者の成長を促進していくためには、販路の開拓や新規顧客の掘り起こしに加え、顧客が抱える課題の解決や市場ニーズにマッチングした売れる商品・ものづくりに向けた支援を強化していくことが重要です。そのため、各種商談会や展示会、インターネットを活用した販路開拓などの支援に取り組むとともに、新たな需要の創出に向けて、新商品の開発や専門家を活用した市場調査など市場動向を踏まえたマーケティング活動に対する支援を強化していきます。
- 東日本大震災以降課題となっている国内販路の開拓・回復とあわせ、本県からの輸出を拡大するため、県内企業に対するきめ細やかな海外進出支援を行うとともに、特に成長著しいアジアを内需として取り込むため、県が従来主要な対象国としてきた中国、韓国に加え、親日的な台湾、拡大する中間層をターゲットとしたベトナムなど、本県製品の輸出拡大等が見込まれる国や地域に絞って県製品の魅力を発信するなど、戦略的な経済交流を促進していきます。

(5) 沿岸地域産業再生の鍵となる水産業クラスターの再生支援

- 本県の主要産業の一つである水産加工業は、漁業、運送業、卸売・小売・飲食など、様々な業種と大きなクラスターを形成して、沿岸地域のなりわいと暮らしを支える「まち」そのものの基盤となっています。水産加工業を中心とした水産業クラスターの再生は、沿岸地域の復興に不可欠です。
- 現在、水産加工業は、販路の喪失や労働力不足など、極めて厳しい経営環境に直面しています。このため、関係する部局が連携して共同・連携などの取組を促進し、生産基盤等の集約化、低コスト化による生産性向上、新商品開発、ブランド化、販路開拓等のマーケティング活動の展開などによる新たなサプライチェーンの構築、事業の高度化・革新などによる経営体制の見直しなどを図り、競争力を強化することが必要です。
- これらの課題に対する支援策の一層の充実強化を図るほか、ものづくり産業支援のノウハウと専門家ネットワークを最大限に活用した伴走型支援体制を新たに整備し、これまで以上に個々の事業者に寄り添いながら水産加工業及びその関連産業の振興を支援します。

Ⅲ 具体的な施策と取組

1 経営の革新等

【 現状等 】

本県の経済を底上げするためには、中小企業・小規模事業者が事業基盤を強化し、より安定した経営ができるようになることや、積極的に経営革新を行うことなどが重要です。

しかしながら、円安による原材料価格の高騰、求人増による人材確保難、東日本大震災による販路の喪失などもあり、多くの事業者は非常に厳しい経営環境に置かれており、その段階にまで至っていない状況です。このため、支援団体等が事業者に寄り添いながら不足する経営資源を補完したり、事業者が経営革新に取り組みやすい環境をつくることなどにより、中小企業・小規模事業者がより自立的な経営を行うことができるよう促すことが求められています。

【 施策の方向性 】

経営安定や事業再建など、様々な内容の相談に広く応じることができる窓口等の枠組みを構築します。また、経営革新に取り組む事業者に対し、各種支援策を受けるための前提となる計画承認を行うほか、必要に応じてフォローアップを実施します。

さらに、ビジネスプランの策定や創業に要する費用の支援や、活動拠点の確保等に対する支援に取り組みます。

【 具体的取組 】

(1) 経営の革新及び経営基盤強化

①ものづくりや経営などに関する相談体制の整備

- ・経営安定や事業再建、創業など各種相談に対する窓口の整備を行い、課題に対する助言や総合的な支援などを行います。

②経営革新の支援

- ・新商品の開発や新役務の提供などにより売上の増加を図る経営向上のための経営革新計画の承認と、承認後のフォローアップを適切に行います。

③経営基盤の強化

- ・中小企業・小規模事業者における製品の改良、販売戦略に反映させるため、マーケティング活動の支援を実施するとともに、競争力強化を図るため支援機関による伴走型支援を行います。
- ・地域商工業の発展や中小企業の高度化・生産性向上などのため、商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、商店街振興組合の活動などに対して支援します。
- ・事業コストの中のエネルギーコストの縮減のため、県内事業所の新エネルギー
 - ・省エネルギー設備の導入を支援します。

- ・競争力強化などのため中小企業・小規模事業者が発明・開発した技術や製品、サービスに係る知的財産の取得や活用を支援します。

④技術改善の支援

- ・中小企業・小規模事業者が直面する技術的課題の解決を図るため、KC みやぎ推進ネットワーク（産学官ネットワーク）を利用した大学教員等の派遣支援に取り組むほか、自動車関連産業の振興を図るため、生産現場における品質、コスト、納期等の課題解決を目指す取組等を通じた人材育成、技術支援などを行います。
- ・中小企業・小規模事業者の技術的課題の解決を図るため、産業技術総合センターの施設・機器開放を行うほか、試験分析や自動車部品の特性を学ぶ取組、技術改善支援等を行います。

(2) 創業等の支援

- ・被災地における創業及び雇用の創出を実現するため、事業者に対して初期投資にかかる費用を支援します。
- ・スタートアップ時の脆弱な経営基盤の強化を支援するため、東北大学連携型起業家育成施設（T-Biz）の入居賃料を助成します。
- ・被災沿岸地域など事業所と人口の減少が進む地域で雇用の創出を図るため、起業志望者等による人的ネットワークの構築を促進するなどにより、地域における起業を支援します。
- ・産業競争力強化法では、地域の創業支援を市町村の役割と位置付けていることから、同法に基づく「創業支援事業計画」が、より多くの市町村で策定されるよう支援します。
- ・地域における創業支援を強化するための体制整備や、商店街の空き店舗等を活用したチャレンジショップの開設などを支援します。

2 国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保

【 現状等 】

企業の安定的な発展を図るための販路や取引の拡大に向けた取組は、どのような事業者にとっても避けて通ることはできず、製品やサービスをしっかりと売上に結びつけるための積極的な取組が不可欠です。

しかし、大企業に比べて営業に振り向けることのできる経営資源が少ない中小企業・小規模事業者にとっては、販路等の新規開拓は容易ではなく、さらには、本県においては東日本大震災によって失われた販路の回復が進んでいない事業者も多いことから、商談会開催や新商品開発などによる販路開拓の取組が求められています。

また、県が行う発注に際しては、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況に配慮して、経済性や効率性などを考慮しながら、中小企業・小規模事業者が優先

的に受注できるような発注方法の配慮が求められます。

【 施策の方向性 】

沿岸部のみならず内陸部を含め県内のより多くの中小企業・小規模事業者の販路等の開拓が実現できるよう、商談会等の機会を確保するとともに、安易な廉価販売とならないようしっかりと付加価値を確保できる商品づくりを支援します。

また、県が行う発注に関しては、中小企業・小規模事業者が入札などに参加しやすい制度の整備を図ります。

【 具体的取組 】

(1) 国内外における販路開拓及び取引拡大

①工業製品の販路開拓の推進

- ・県内の優れた工業製品を認定し、市場開拓・販路拡大に向けた取組を行うほか、高度電子機械産業や自動車産業の取引拡大のためのセミナー開催、展示会出展支援及びマッチング推進などを行います。また、首都圏等での各種展示会や商談会などの開催、個別引き合わせの実施を通じて販路開拓を支援します。
- ・中小企業・小規模事業者による製品の改良や販売戦略に反映させるため、マーケティング活動の支援を行うほか、商品力の向上に向けた取組を支援します。また、高度電子機械産業や自動車産業分野での新規参入及び取引機会の拡大のための技術支援などを行います。

②食品の販路開拓の推進

- ・食品製造業者の販路開拓のため、商品カタログの首都圏バイヤーへの配布、商品提案・納入交渉能力を高めるセミナー開催及び商談会の開催などを行います。
- ・食品製造業者の商談会出展に向けて、商品訴求力改善のための専門家の派遣や、商談シートの整備などを支援します。
- ・宮城県産品の紹介や観光情報等を発信するアンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」を運営するとともに、首都圏と関西圏に専任スタッフを配置してバイヤー等に売り込むなどにより、販路の開拓を図ります。

③海外への販路拡大

- ・海外への販路拡大に向けて、実践的な講座開催やアドバイザーによる相談・支援などを中小企業・小規模事業者の段階に応じて総合的に実施するほか、被災事業者の海外取引再開及び新規開拓のための支援を行います。
- ・海外への販路拡大と県産品の情報発信などを目的とした海外見本市への出展及び商談会などへの参加を支援します。また、県内企業の海外販路拡大を目的に、日本貿易振興機構（JETRO）仙台貿易情報センターと連携して県内貿易関係事業者名簿を作成したり、農林水産関係団体等が行う広報 PR 活動への支援などを行います。

- ・経済成長が続く国や地域との経済交流を促進するとともに、本県と姉妹交流や友好関係にある国の省や州、自治体などに対し、販路開拓に向けた働きかけなどを行います。
- ・中小企業・小規模事業者の貿易活動や海外展開などのために、本県の海外事務所を設置主体に対して補助等を行います。また、日本貿易振興機構（JETRO）仙台貿易情報センターが行う輸出入手続支援や相手国の情報提供、風評被害対策事業などに対して支援します。

(2) 受注機会の確保

①制度面での事業者への配慮

- ・厳しい経済情勢を受けて地元中小企業・小規模事業者の受注拡大を図るため、「地元企業の受注拡大に関する調達方針」に基づき、地域ブロック限定型発注などにより地域の事業者に配慮した発注を行います。また、障害者雇用促進企業や環境配慮事業者に対する優先制度の適用を図ります。
- ・物品・役務の調達に際して、落札者が契約を締結しないおそれがないと認められる場合には入札保証金を免除することにより、中小企業・小規模事業者が受注しやすい環境を整備します。

②中小企業・小規模事業者向け契約実績の把握

- ・官公需契約実績調査により、中小企業・小規模事業者向け契約実績を把握し、「中小企業者に対する国等の契約の基本方針」の周知を図ります。

3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進

【 現状等 】

技術革新や新商品開発は国内外で日々行われており、企業が発展を続けるためには研究開発が必要です。本県には、高い水準の大学が集積しており、中小企業・小規模事業者がこれらと連携した新技術・新商品の開発により、技術力を向上していくことが望まれます。

産学官金が協定を締結し技術等の支援を行っている事例もありますが、より多くの中小企業・小規模事業者に県内の産学官金の取組を広げるために、広く取組の事例を周知し、企業と大学及び金融機関の間での様々な連携の触媒としての役割が求められています。

【 施策の方向性 】

産学・産産連携による技術高度化支援や新技術・新商品の研究開発を促進します。また、特定の分野における産業の基礎的な技術力が向上するような環境整備を行います。

【 具体的取組 】

(1) 産学官金の連携

- ・事業者が直面する技術的課題の解決や基盤技術の高度化を図るため、産学官金で構成される KC みやぎ推進ネットワークを活用したワンストップによる技術相談や大学教員等による技術支援を行います。また、地域企業の技術力・提案力の向上を図るため、産学共同による研究会活動などを支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車産業分野等での新事業・新産業創出促進のため、産学官連携で実施する技術・商品開発費用を支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車産業分野等で企業等との連携協力のもと、技術開発の成果の移転による製品開発や実用化を支援します。
- ・スタートアップ時の脆弱な経営基盤の強化を支援するため、東北大学連携型起業家育成施設（T-Biz）の入居賃料を助成します。【再掲】
- ・（公財）みやぎ産業振興機構において学術機関や公設試験研究機関の研究成果発表を行うことで、企業ニーズとのマッチングの場を提供します。

(2) 企業間の連携

- ・みやぎ高度電子機械産業振興協議会及びみやぎ自動車産業振興協議会において、企業相互の要素技術等のマッチングをコーディネートすることで技術・製品化を促進します。また、外部専門家等のコーディネーター機能を活用した企業間連携による商品開発等を支援し、食産業の振興を図ります。

(3) 技術者の派遣や研究開発の推進

- ・情報関連産業において、特定分野等へ県内ICT技術者を派遣し、知識・技術の習得などを図るほか、首都圏等で開催される展示会への出展を支援します。また、地域の優れたICT商品を認定し、情報関連産業の振興と地域産業のICT化を図ります。
- ・自動車関連産業や高度電子機械産業分野などでの技術課題等について、産業技術総合センターにおいて研究開発を行い技術移転等により県内中小企業・小規模事業者の競争力や技術力の向上を図ります。

4 資金の供給の円滑化

【 現状等 】

日々の事業活動においても、また、事業拡大を図る際においても、資金調達が円滑に行われることが事業者にとっては必要不可欠です。

東日本大震災などの影響により中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しい状況にあり、経営の安定に必要な資金の調達をサポートしていく必要があることから、融資後の期中管理や、個々の事業者の実情に応じた条件変更など、きめ細やかなフォローが求められています。

また、工場等の新たな設備投資のための資金需要への対応や、新たに起業する事業者等への資金面での支援などは、事業者の成長・発展や地域活性化をはじめとする県の地域の特性を生かした発展にとって重要となります。

【 施策の方向性 】

中小企業・小規模事業者の経営の安定のほか、経済情勢の変化や自然災害などへの迅速な対応など、中小企業・小規模事業者の持続的・安定的発展に寄与するため、利用しやすく、ニーズに応じた県融資制度を構築していきます。

また、事業規模拡大や第二創業など、成長のための資金についても積極的に支援していきます。

加えて、円滑な資金調達を支える各金融機関が、取引先である中小企業・小規模事業者に対して県の中小企業支援施策を積極的に情報提供できるよう、様々な機会を通じて情報交換・意見交換ができるよう体制を構築していきます。

【 具体的取組 】

(1) 経営安定のための資金

- ・事業者の円滑な資金繰りを支援するため、中小企業制度融資について不断の見直しを行っていきます。また、融資の際に負担する信用保証料率について、信用保証協会の基本料率から引き下げることにより、事業者の保証料負担軽減を図ります。

(2) 成長・発展のための資金

- ・県内への工場立地を促進するため、工業団地等へ立地しようとする企業に対し、用地や建物、機械及び設備の取得費を低利で融資します。
- ・中小企業・小規模事業者の経営体質の改善と環境変化への対応の促進を図るため、事業協同組合や商店街振興組合が工業団地やショッピングセンターなどを整備する事業に対して、長期低利で融資します。
- ・自動車関連産業や高度電子機械産業、県が集積を目指す産業に取り組む中小企業・小規模事業者（事業の拡大又は参入）向けの融資では、通常よりも信用保証料を引き下げます。
- ・産業の活性化を図るため、本県の投資環境を国内外に発信するとともに、これまで構築したネットワーク等を活用して、本県への投資を促進します。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興に対応した資金

- ・震災により事業活動に支障を来している中小企業・小規模事業者に対して金融支援を行うとともに、震災関連の県融資制度を利用した際の保証料負担軽減を行います。また、直接被害を受けた中小企業・小規模事業者の借入れに対する利子補給を行います。
- ・震災による二重債務からの事業者の円滑な再生を図るため、既往債務の買取を行う宮城産業復興機構に出資します。

- ・被災中小企業の早期事業再開を支援するため、復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループの事業者等に対して、復旧に必要な設備等の導入資金を長期・無利子で貸し付けます。

(4) 金融機関との連携強化

- ・県の制度融資等をより実効性のあるものとするために、金融機関を対象とした金融制度説明会の充実や各関係機関への積極的な情報提供を図ります。

5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進

【 現状等 】

中小企業・小規模事業者は、首都圏の求人の増加などにより、予定した人材確保ができず、人材不足により安定した経営や企業の発展・成長を妨げるおそれがあります。このため、UIJ ターンや地元高校・大学等の卒業生が県内の中小企業・小規模事業者により多く就業できるようマッチング支援を行うとともに、優秀な人材を育成する必要があります。

また、中小企業・小規模事業者に優秀な人材が定着するためにも、仕事と生活の調和に配慮した雇用環境を整備していくことが必要です。さらに、雇用環境の整備が人材確保・人材育成につながることについて、各企業が理解を深めていくことが求められます。

【 施策の方向性 】

「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」に基づき、宮城労働局など関係機関と連携しながら学校教育段階からの職業観の醸成や、専門技術の習得等の教育課程の充実などによる人材の育成を図るとともに、雇用のミスマッチをできる限り解消し、企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう、みやぎジョブカフェなどの各種就職支援の充実を図り、地元中小企業・小規模事業者への人材の定着を進めます。

また、UIJ ターン促進の取り組みにより、県外からの人材の確保を図ります。

さらに、働きやすい労働環境や、働きがいのある職場環境の整った企業が多くなるよう、啓発活動などを通して仕事と生活の調和が取れた、労働環境の確保の取り組みを推進します。

【 具体的取組 】

(1) 人材の育成及び確保

①人材育成に関する学校教育の充実

- ・専門高校等において、企業OB等の熟練技能者による指導や現場実習など、企業と連携した実践的な授業や、体験活動等を行うとともに、大学・研究機関・企業等との連携による専門的職業人の育成を図ります。また、教員を最先端の

技術等を有する企業に派遣して、最新技術等を習得させます。

- ・障害のある児童生徒一人ひとりの能力や可能性を引き出すために、ICT 機器を活用しての地元企業との職場実習やインターンシップを通じて、児童生徒の自立と社会参加を促進します。
- ・学校等において進路達成や次代を担う人材育成のため、将来の志望や職業選択などに対する心構えの教育を充実させます。

②産業人材の育成

- ・産学官金の連携を推進することにより、地域を担う産業人材の育成を図ります。
- ・大学生等を対象に、自動車分野及び高度電子機械分野の専門的な研修等を実施します。また、地域が求める人材を養成するために必要なカリキュラム改革を行う大学の取組を支援します。
- ・「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」において、産学官の連携のもと、戦略的な産業人材育成体制の構築に努めるとともに、ライフステージに応じた多様な人材育成プログラムを提供し、地域を担う産業人材の育成を図ります。

③技術や資格等の習得

- ・航空機や医療、ロボット等の分野での新規参入や新産業創出に向けてデジタルエンジニアを養成するとともに、情報関連産業において必要とされる人材の育成を支援します。
- ・福祉・介護人材の育成と雇用の拡大を図るために、それらの事業所等において働きながらの資格取得や講座受講等を支援します。
- ・ものづくり人材の育成や、障害者や離職者などの就職及び再就職に必要な知識・技能の習得のため、高等技術専門校、宮城障害者職業訓練校及び施設外における職業訓練や就労支援を行います。

④新規学卒者等に対する支援

- ・新規高卒及び大卒者等の就職と、県内事業所の優秀な人材確保を支援するために、企業説明会や合同就職面接会などを開催します。
- ・みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）を設置し、ハローワークと連携しながら若年者やフリーター等を対象に、キャリアカウンセリングや職業訓練、職業紹介などを行うとともに、仙台からの遠隔地に居住する若年求職者のために、みやぎジョブカフェのスタッフが地域に赴き、就職に向けた支援を行います。また、地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等に対してコミュニケーションなど社会適応への訓練や職場見学などを実施し、経済的・社会的に自立できるよう支援を行います。
- ・事業所が必要とするものづくり人材を確保するため、企業の認知度向上や製造業を志す高校生の拡大を図り、学生等の県内企業への就職を促進します。

⑤被災者等に対する支援

- ・被災者や震災により離職・廃業を余儀なくされた方の再就職を支援するために、合同就職面接会等を開催します。
- ・石巻市、塩竈市、気仙沼市に設置した就職支援サポートセンターにおいて、登録制により被災求職者等の状況に応じた就職支援を行います。また、みやぎジョブカフェと連携し、若年求職者や学卒未就職者、在学生等に対する支援を行います。

⑥障害者に対する支援

- ・県内企業と障害者を対象とした合同就職面接会を開催します。
- ・企業への訪問やセミナーの開催等により普及啓発を行うほか、県内企業と支援機関等との調整を行うなど、企業の障害者雇用に向けた支援を行います。
- ・就職及び再就職に必要な知識・技能の習得を希望する障害者に対して、宮城障害者職業訓練校において職業訓練を行います。

⑦女性・中高年齢者に対する支援

- ・中高年齢者の雇用を促進するため、中高年齢者を雇用して OJT や OFF-JT を通じて人材育成を行う事業者に対する支援を行います。また、事業主都合により離職した中高年齢者を雇い入れた事業所に奨励金を支給します。
- ・就労意欲のある子育て中の女性が円滑に就職活動に移行できるよう、託児機能を持たせた再就職支援を行います。
- ・女性や中高年齢者に対して、高等技術専門校において、就職及び再就職に必要な知識・技能の習得のための職業訓練を行います。

⑧UIJターン等の支援

- ・みやぎ移住サポートセンターを設置し、イベントへの出展やモデル事業実施など市町村や民間等との連携を図って首都圏等からの移住などを促進します。
- ・宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県内企業の経営強化に資する「プロフェッショナル人材」の活用を促すとともに、民間人材ビジネス事業者等との連携により、県内企業が首都圏等のプロフェッショナル人材を確保できるよう支援します。特に、県外に居住するプロフェッショナル人材の新規雇用や、一定期間のお試し就業としての受け入れに要する経費を助成し、県内中小企業・小規模事業者等への人材還流、UIJ ターンを促進します。
- ・情報サービス産業の技術者不足に対応し、技術系人材の県内就業を促進するため、県内及び隣県向け PR に加え、就業後の高度教育プログラムを提供します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発など

- ・仕事と生活の調和の取れた労働環境を整備していくため、ワーク・ライフ・バランスの普及を図り、働きやすい環境の整備を促します。
- ・事業者への専門家派遣やセミナー開催を通じて、採用から職場定着、さらには

正社員化などの処遇改善への支援を行います。

- ・経済団体や関係団体、行政等が連携・協力して、女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、事業所等におけるポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ることにより、両立支援等の充実した職場環境づくりを促進します。

6 産業の集積等

【 現状等 】

本県は長らく仙台市を中心とした、いわゆる「支店経済」で発展してきましたが、富県宮城を目指すためには、地域特性に応じたものづくり産業などの分野の企業を集積させ、企業相互の連携による相乗効果などによって、産業として大きく成長させる必要があります。

近年、自動車関連産業の集積が進んでいますが、その効果を県内に広く波及させるため、進出企業からの地元企業の受注を拡大していく必要があります。

また、産業集積のためには、インフラの整備や誘致活動、融資制度の充実などによって県内への立地を積極的に誘引するとともに、立地した企業間の連携の体制を整えることが必要とされます。

【 施策の方向性 】

自動車関連産業・高度電子機械、食品製造業などの誘致を進めるとともに、工業団地への立地や工場等の新增設等に対する支援を行い、県内産業の活性化と雇用機会の創出を図り、中小企業・小規模事業者の活性化を促進します。

また、事業者間連携による新たな技術やサービスの創出、クラスター形成などを目指します。

【 具体的取組 】

(1) 企業立地の推進

- ・県内への企業立地促進のため、工場等の新增設を行う事業者に対して奨励金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等を交付するとともに、工業団地等へ立地しようとする企業に対し、用地や建物、機械及び設備の取得に必要な資金を低利で融資します。
- ・業績や設備投資が好調で将来性に加え、地域経済への波及効果が高いと見込まれる特定業界にターゲットを絞って、重点的な誘致活動を行います。
- ・工業団地開発に積極的に取り組む市町村に対し、工場用地造成事業に係る事業に必要な資金について無利子貸付を行うことにより、新たに工場等を誘致可能な産業用地の造成を促していきます。

(2) 自動車関連、高度電子機械関連産業の集積及び高度化

- ・自動車関連産業の県内への集積を一層推進するため、名古屋産業立地センターにおける自動車関連産業の誘致活動を強化していきます。また、自動車関連産業の一層の振興を図るため、地元企業の取引機会拡大や人材育成、技術支援などの総合的な支援を行います。
- ・高度電子機械や自動車関連等の分野で企業等との連携協力のもと、技術開発の成果の移転を行い、地域産業の高付加価値製品の開発や実用化を支援します。

(3) ICTの普及及び情報産業の集積

- ・様々な分野や場面での ICT の効果的な普及・活用のため、先駆的な知見の活用と県のコーディネート機能の強化に取り組みます。
- ・情報産業の集積に取り組むため、技術波及や活性化に繋がる情報通信関連企業に対して奨励金を交付することで誘致を図ります。

(4) 水産業クラスターの再生

- ・被災した水産加工関連事業者や冷凍冷蔵施設などの共同利用施設等の復旧・復興を加速化させるとともに、水産関連産業の集積化と同業・異業種間の協業、連携に向けた取組を促進するなどにより水産加工クラスターの再構築を目指します。
- ・企業間、産学官連携による新技術開発や水産技術総合センター加工開発部などによる新商品開発、商品づくりなどの支援に加えて、新たなサプライチェーンの構築に向けた販路開拓等のマーケティング活動などへの支援に取り組みます。
- ・深刻な人材不足を踏まえつつ、ものづくり産業支援で培ったノウハウを生かした生産現場改善などによる生産性の向上や経営改善等の支援に取り組みます。
- ・アジアなどの新興国を中心に、水産加工品の輸出に向けた取組や、HACCP 対応施設や流通販売網などの輸出環境の整備などを支援します。また、県内外での消費拡大、需要拡大に向けた取組を実施します。

(5) クリーンエネルギー等関連産業の振興

- ・新たな産業集積と地球温暖化対策の両立を図るために、クリーンエネルギー関連産業の集積などを促進します。また、クリーンエネルギーや省エネルギー関連分野の振興と関連製品の製品化を図るために、新製品開発等を支援します。

(6) 集積のための環境整備

- ・事業者の技術的課題の解決や技術高度化による産業集積を図るため、産業技術総合センターに高度な機器等を整備し、民間事業者に開放します。
- ・物流の円滑化などのために、工業団地や主要道路等に交通安全施設を整備し、交通の安全と円滑を図ります。
- ・産業の活性化を図るため、本県の投資環境を国内外に発信するとともに、これ

まで構築したネットワーク等を活用して、本県への投資を促進します。

7 商業の振興等

【 現状等 】

従来からの商店街では、大型店舗の郊外立地や生活スタイルの変化など、まちの中心の移動などによって閉店が相次ぎ、地域の賑わいやコミュニティを支えてきた商店街の機能が大きく低下しています。コミュニティの再生を図るためにも商店街の低下した機能を回復させる必要があります。特に、被災した沿岸部では、多くの事業者が仮設施設で営業再開している状態であり、商店街の再生が重要な課題となっています。

【 施策の方向性 】

商店街活動計画の策定や商工会、商工会議所への支援などにより、賑わいのあるまちづくりへの取り組みを促進し商店街を活性化させるとともに、東日本大震災により大きく低下した商業機能を回復させるため、仮設から本格復旧に必要な施設整備等を支援します。

また、大規模集客施設の商業系の用途地域等への立地誘導などにより、コンパクトで活力あるまちづくりを側面から支援します。

【 具体的取組 】

(1) 商店街の活性化

- ・地域における創業支援を強化するための体制整備や、商店街の空き店舗等を活用したチャレンジショップの開設などを支援します。【再掲】
- ・少子高齢化や震災による環境の変化に直面している地域商店街が、社会問題に対応できる商店街として発展するため、計画の策定や計画に基づき行う事業に対して支援します。

(2) 被災事業者等の支援

- ・今後も仮設店舗から本設施設への移行が見込まれるので、グループ補助金の存続について国に対し要望を継続します。
- ・被災地域での商業機能の回復を図るため、被災事業者等が行う店舗等の施設及び設備の復旧に対して支援します。
- ・甚大な被害を受けた沿岸市町商店街の早期復興を図るため、商工会議所及び商工会に商店街復興業務に従事する人員を配置します。

(3) 計画の策定等

- ・中心市街地及び地域商店街の活性化を図るため、市町村、商工会及び商工会議所などが行う中心市街地活性化法に基づく基本計画策定や、認定された基本計画の事業推進に向けて支援します。

- ・「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力のあるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、特定大規模集客施設について届出制度の運用などにより立地誘導地域への立地誘導を行うほか、地域貢献活動の実施を促進します。

8 地域資源の活用等

【 現状等 】

本県には各地域に農林水産物をはじめとした地域資源が豊富に存在しており、さらなる地域資源の活用や農商工連携による新たな商品開発と、販路開拓の取組が求められます。

さらに、仙台空港民営化を契機とした積極的な外国人観光客の誘致を展開することなどにより、東日本大震災で落ち込んだ観光客入込数を回復させることで県経済の活性化を図ることが必要です。また、2020年に開催される東京オリンピックなどに向け、これまでの観光キャンペーンへの取組で培ったおもてなしの力を磨き上げることも必要です。

【 施策の方向性 】

農林水産資源を活用した新製品の開発や販路拡大、農商工連携などの企業間連携を積極的に支援します。

また、JRや航空会社、旅行業者と連携した大型観光キャンペーンの実施、更には東北観光推進機構並びに北海道や東北各県等との広域連携により国内外からの観光客の誘致を積極的に推進します。

さらに、案内板の整備など観光客を迎え入れる環境を整えます。

【 具体的取組 】

(1) 農林水産資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・地域資源としての農林水産物を活用した創意ある取組を行う事業者等への支援や、農林水産加工品の技術支援や施設整備支援などを行います。また、震災により販路を失った食品製造業者が行う販路開拓事業を総合的に支援します。
- ・外部専門家等のコーディネーター機能を活用した企業間連携による商品開発を支援し、食産業の振興を図るほか、地域資源を活用したり農林漁業者と商工業者が連携して取り組む新商品の開発や販路開拓などを支援します。
- ・県産食材のブランド化を推進するとともに、地域イメージである「食材王国みやぎ」の全国的な定着を目指します。
- ・県内外の製材工場とのネットワーク化を図り、優良みやぎ材の供給体制を整備します。
- ・消費者、生産者、事業者及び行政の協働による、食の安心安全の確保に向けた運動を推進するとともに、風評被害払拭などのための総合的なプロモーション

を展開します。

(2) 観光資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・仙台空港の民営化を契機とした就航路線の拡充と観光客誘致などを図るため、調査事業や観光キャンペーンなどを実施します。また、観光 PR や交流などに資するために、空港機能を活用して外国人旅行業関係者等を招聘します。
- ・外国人観光客を誘致するために各種プロモーション事業の実施、留学生を活用した県の魅力の海外発信などを行うとともに、看板の多言語化など外国人観光客が安心して旅行できるような環境を整えます。
- ・県内外の消費者や旅行エージェント、報道機関等に対して本県の観光情報や復興状況を伝えるための観光キャンペーン等を実施するとともに、観光 PR キャラクター「むすび丸」を活用した誘客活動などを展開します。
- ・震災による施設及び設備の復旧に要する経費等の支援を行うとともに、沿岸部への交流人口増加のためのモデル事業の支援や情報発信等を行います。また、風評払拭のための情報提供や PR 活動などを実施します。
- ・「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」及び「みやぎ観光復興支援センター」において、県外からの教育旅行、インセンティブツアー及び復興ツーリズム誘致に向けて、旅行会社や学校、会社等に情報を提供するとともに、受け入れ先とのマッチングを行います。
- ・高速道路のサービスエリアに観光案内所を設置し観光情報発信等を行うとともに、宿泊施設や観光集客施設への無線 LAN 機器の設置を支援します。

(3) その他資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・各地域や市町村等が主体的に地域の課題を検討して、農林水産物や伝統的工芸品といった地域資源などの活用を推進する取組に対して支援します。

9 事業承継への支援

【 現状等 】

2015 年版小規模企業白書によると、経営者の年齢層は 60 歳代が 31.8 % と最も多く、70 歳代以上も 2 割弱を占めているなど、高齢化が進む小規模事業者にとって、事業承継は喫緊の課題となっています。

また、事業承継に際しては現経営者から後継者への引継ぎに十分な期間が必要であり、自分の会社を他人の手に渡すことへの抵抗感や、株式取得などのための後継者が資金を用意する必要がありますが、経営者に対してこれらの問題についての認識を高めるような取組が求められています。

さらに、親族や企業内に後継者がいない経営者の支援のため、マッチングによる第三者への事業承継を促進することも必要とされています。

【 施策の方向性 】

事業承継の相談窓口である宮城県事業引継ぎ支援センターの事業支援を行うとともに、積極的な利活用を図り、経営者の認識を高め、円滑な事業承継を促進します。

また、国からの事業承継の支援措置に係る認定等に関する事務の権限移譲を見据えて、事業承継に係る税制上の支援措置の周知を行います。

【 具体的取組 】

(1) 事業承継に関する相談体制の充実

- ・相談窓口である宮城県事業引継ぎ支援センターに対する広報活動を行うとともに、中小企業の経営再生に向けた対応を行っている産業復興相談センターに対しての支援などを行います。

(2) 事業承継に係る制度の周知

- ・中小企業・小規模事業者が事業を承継するに当たっての特例制度（事業承継税制）について、その適用を受けるための認定等の事務が国から県に権限移譲されることに伴い、制度の周知などを行います。

(3) 支援施策の検討

- ・事業承継に関する効果的な支援施策を検討するために、調査等を実施します。

(4) 第三者による承継のための創業者育成

- ・親族や従業員等以外の第三者による承継が円滑に行われるために、創業者の育成に取り組みます。

10 災害発生後における支援

【 現状等 】

東日本大震災により、本県の中小企業・小規模事業者は、沿岸部はもとより広く県内において甚大な被害を受けました。各地で復興が進んでいますが、真の復興には本県の産業経済の中核をなす中小企業・小規模事業者が立ち直らなければなりません。このため、被災施設の早期復旧や事業再生のための補助金、金融、各種の相談などの支援を実施するほかに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害を払拭することが必要です。

また、東日本大震災以外にも今後起こりうる地震や水害、噴火などの天災や事故などに際しても、中小企業・小規模事業者の負担が軽減され事業を継続することができるよう迅速な対応が求められます。

【 施策の方向性 】

東日本大震災の対応では、事業再生のための被災企業への融資や補助などを行うほか、風評被害払拭のための情報発信などを行います。

また、今後災害が発生した場合には、災害の種類や被災状況に応じた相談体制の整備や、融資などのメニューを速やかに検討します。

【 具体的取組 】

(1) 東日本大震災からの復興

①相談や助言などの体制の整備

- ・被災事業者の計画的復興を支援するため、専門家が巡回指導等により助言を行います。
- ・中小企業・小規模事業者の経営再生に向けた対応を行っている産業復興相談センターに対しての支援などを行います。【再掲】

②金融支援や補助・貸付など

- ・震災により事業活動に支障を来している事業者に対して金融支援を行うとともに、直接被害を受けた事業者に対する利子補給を行います。【再掲】
- ・被災地における創業及び雇用の創出を支援するため、事業者に対してスタートアップ資金を支援します。【再掲】
- ・震災による二重債務からの事業者の円滑な再生を図るため、既往債務の買取を行う「宮城産業復興機構」に出資します。【再掲】
- ・中小企業・小規模事業者の経営体質の改善と環境変化への対応の促進を図るため、事業協同組合や商店街振興組合が工業団地やショッピングセンターなどを整備する事業に対して、長期低利の資金貸付を行います。【再掲】
- ・震災により甚大な被害を受けた地域で事業再開等を目指す中小企業・小規模事業者に対して、施設・設備の復旧を支援します。また、被災地の中小企業・小規模事業者等が一体となって進める復旧整備事業への支援などを行います。
- ・震災などにより雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業に対して税制上の特例措置を講じることで、投資意欲を喚起していきます。

③販路回復や競争力向上のための支援

- ・震災により販路を失った中小企業・小規模事業者の販路回復・拡大のため、各種展示会や商談会などの開催を支援します。【再掲】
- ・海外販路開拓のために、被災中小企業・小規模事業者が行う商談等への支援などを行います。【再掲】
- ・中小企業・小規模事業者による製品の改良や販売戦略に反映させるため、マーケティング活動の支援を行うほか、商品力の向上に向けた取組を支援します。また、高度電子機械産業や自動車産業分野での新規参入及び取引機会の拡大のための技術支援などを行います。【再掲】

- ・食品製造業者の販路開拓のため、商品カタログの首都圏バイヤーへの配布、商品提案・納入交渉能力を高めるセミナー開催及び商談会の開催などを行います。【再掲】
- ・被災食品製造業者が行う、商品づくりから商談活動までを支援するとともに、商談会出展に向けて商品訴求力改善のための専門家の派遣などを行います。

④観光の回復や風評払拭

- ・原発事故による風評の影響の実態を調査するとともに、風評払拭のための観光PRや農林水産物のプロモーション展開など、積極的な情報発信を行います。
- ・震災による施設及び設備の復旧に要する経費等の支援を行うとともに、沿岸部への交流人口増加のためのモデル事業の支援や情報発信等を行います。
- ・県外からの教育旅行、インセンティブツアー及び復興ツーリズム誘致に向けて、旅行会社や学校、会社等に情報を提供するとともに、受け入れ先とのマッチングを行います。

(2) 地震その他の災害の発生後の対応

- ・災害を受けても中小企業・小規模事業者の事業継続が可能となるよう、中小企業・小規模事業者におけるBCM（事業継続マネジメント）の取組を促進したり、防災活動の中心となる防災リーダーを育成します。
- ・災害の種類や被災内容等に応じて、関係する部署に相談窓口を速やかに開設するなどして、被災中小企業・小規模事業者等の緊急の経営課題などに対応します。
- ・災害時における中小企業・小規模事業者の当面の資金繰りの確保や、施設等の復旧に要する資金の確保について支援します。

IV 計画の進行管理

1 推進にあたっての関係機関との連携

中小企業・小規模事業者の振興に当たっては、中小企業・小規模事業者支援団体との緊密な連携のもと、国や市町村、金融機関などとも協力しながら基本計画の着実な推進を図っていきます。

2 施策の展開のための情報発信

中小企業・小規模事業者が県の施策を容易に知ることができ、必要とする方に対して施策が確実に届くように、県が行う説明会や頒布物・ウェブサイトなどによる施策の広報については、より分かりやすいものとなるよう心がけます。

3 実施状況の公表と基本計画の見直し

(1) 基本計画の公表

条例第 23 条に基づき、策定した基本計画をウェブサイト上などで公表します。

(2) 施策の実施状況の検証と公表

施策の実施状況は、毎年度、中小企業・小規模企業支援団体などの意見を聴いた上で検証を行い、その内容を公表します。

なお、意見聴取に当たっては、商工会連合会などの中央組織はもとより、各地域の支援団体などからも意見を聴くこととします。

(3) 基本計画の見直し

基本計画の最終年度である平成 30 年度には、社会情勢の変化や毎年度聴取した中小企業・小規模事業者支援団体などからの意見の蓄積を踏まえた新しい基本計画を策定します。

なお、計画期間中であっても、急激な社会情勢の変化などがあった場合には、適宜基本計画の内容を見直すこととします。

(参考)宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の主な指標

目標指標等	当初	現況値	目標
製造品出荷額等(食料品製造業を除く)	29,502億円 (H19年)	32,486億円 (H25年)	32,343億円 (H29年)
製造品出荷額等(高度電子機械産業分)	11,868億円 (H19年)	9,278億円 (H25年)	10,449億円 (H29年)
製造品出荷額等(自動車産業分)	1,672億円 (H19年)	2,960億円 (H25年)	4,100億円 (H29年)
企業立地件数	26件 (H24年度)	16件 (H25年度)	180件 (H26～29年度累計)
企業集積等による雇用機会の創出数(累計)	0人分 (H20年度)	約9,600人分 (H25年度)	11,000人分 (H29年度)
産業総合センターによる技術改善支援件数	443件 (H20年度)	749件 (H25年度)	2,180件 (H26～29年度累計)
産学官連携数(累計)	674件 (H20年度)	2,908件 (H25年度)	4,890件 (H29年度)
知的財産の支援(特許流通成約)件数(累計)	160件 (H20年度)	213件 (H25年度)	240件 (H29年度)
製造品出荷額等(食料品製造業)	6,014億円 (H19年)	4,733億円 (H25年)	5,762億円 (H29年)
1事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)	22,535万円 (H19年)	25,070万円 (H25年)	28,429万円 (H29年)
企業立地件数(食品関連産業等)	3件 (H20年)	54件 (H22～H25年累計)	51件 (H26～H29年累計)
サービス業の付加価値額	22,129億円 (H18年度)	22,675億円 (H23年度)	23,997億円 (H29年度)
情報関連産業売上高	2,262億円 (H19年度)	1,921億円 (H24年度)	3,020億円 (H29年度)
企業立地件数(開発系IT企業(ソフトウェア開発企業))	0社 (H20年度)	1社 (H25年度)	6社 (H29年度)
観光客入込数	5,679万人 (H20年)	5,569万人 (H25年)	6,700万人 (H29年)
観光消費額	5,751億円 (H20年)	4,224億円 (H25年)	6,000億円 (H29年)
外国人観光客宿泊者数	7.5万人 (H24年)	7.8万人 (H25年)	16万人 (H29年)
水産加工品出荷額	2,817億円 (H19年)	1,400億円 (H24年)	2,582億円 (H29年)
宮城県の貿易額(県内港湾・空港の輸出入額)	11,050億円 (H20年)	10,672億円 (H25年)	10,000億円 (H29年)
県の事業をきっかけとした海外企業との年間成約件数	27件 (H20年度)	14件 (H25年度)	35件 (H29年度)
企業誘致件数(進出外資系企業数)(累計)	5社 (H20年度)	9社 (H25年度)	16社 (H29年度)
県が関与する高度人材養成事業の受講者数(累計)	399人 (H21年度)	868人 (H25年度)	1,230人 (H29年度)
基幹産業関連公共職業訓練の修了者数(累計)	0人 (H21年度)	668人 (H25年度)	1,385人 (H29年度)
県立高等学校生徒のインターンシップ実施校率	62.2% (H24年度)	68.3% (H25年度)	80.0% (H29年度)
創業や経営革新の支援件数(累計)	119件 (H20年度)	879件 (H25年度)	1,414件 (H29年度)
仙台空港乗降客数	2,947千人 (H20年度)	3,164千人 (H25年度)	3,500千人 (H29年度)
仙台空港国際線乗降客数	260千人 (H20年度)	175千人 (H25年度)	500千人 (H29年度)
正規雇用者数	592,100人 (H24年度)	603,800人 (H25年度)	600,000人 (H29年度)
高齢者雇用率	8.0% (H21年度)	10.1% (H25年度)	12.6% (H29年度)
新規高卒者の就職内定率	94.3% (H20年度)	99.4% (H25年度)	100.0% (H29年度)
ジョブカフェ利用者(併設の仙台学生職業センターを含む)の就職者数	2,323人 (H20年度)	4,373人 (H25年度)	3,500人 (H29年度)
障害者雇用率	1.57% (H21年度)	1.71% (H25年度)	2.00% (H29年度)
商店街再生加速化計画策定数(累計)	0件 (H24年度)	0件 (H25年度)	8件 (H29年度)
仮設店舗から本設店舗への事業者移行率	0% (H24年度)	5.8% (H25年度)	80% (H29年度)

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律【小規模支援法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面。
- (2) 小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備することが喫緊の課題。

2. 法案の概要

- (1) これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を、中小機構の知見も活用しながら整備。
- (2) 小規模事業者の活性化と地域の活力向上は表裏一体。市区町村や地域の金融機関、他の公的機関、大企業・中規模企業等との連携の強化、地域製品の展示会の開催等、地域活性化にもつながる面的な支援を通じ、小規模事業者の活動を徹底的に支援。
- (3) 以上の取組を通じ、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国各地に構築。

3. 措置事項の概要

(1) 伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

— 需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画（「経営発達支援計画」）を国が認定・公表【第5条】。

(2) 商工会・商工会議所を中核とした連携の促進

— 計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援【第5条第3項】。連携主体が一般社団法人・一般財団法人（地域振興公社など）またはNPOの場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する【第20条】。

(3) 中小機構の業務追加

— 計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、中小機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施【第21条】。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築】

